**注記（各会計合算財務諸表）**

**１　重要な会計方針**

（１）固定資産の減価償却の方法

①事業用資産、インフラ資産、リース資産及びソフトウェア

「大阪府公有財産台帳等処理要領」で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

②重要物品

「物品調達システム取扱要領」で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

（２）法人等出資金の評価基準及び評価方法

地方自治法第238条第1項第6号及び第7号に規定する出資金等を、取得原価により計上しています。ただし、時価又は実質価額が著しく低下したものについては、「出資金の減額に関する取扱要領」に基づき相当の減額を行った後の価額で計上しています。

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産を、取得原価により計上しています。ただし、正味売却価額が取得原価を下回っているときには、正味売却価額で計上しています。

（４）引当金の計上基準

①不納欠損引当金

未収金の回収不能（貸倒）に備えるため、一般債権については、回収不能実績率により、貸倒等懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しています。

②貸倒引当金

貸付金の回収不能（貸倒）に備えるため、一般債権については、回収不能実績率により、貸倒等懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しています。

　　　③退職手当引当金

職員の退職手当に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

④賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。なお、平成29年度決算より「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」によって職員に支給される手当に加え、当該手当に係る法定福利費相当額を基礎に引当金を算定しています。

（５）その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①有形固定資産の計上基準

事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産及びソフトウェアの貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、行政サービス提供能力が著しく減少した場合は、減損会計を適用しています。

②財務諸表の金額の表示

・各会計合算財務諸表においては、会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

・地方消費税清算特別会計に係る繰出金については、事業収入（特別会計）と相殺消去した金額で表示しています。

・上記の繰入繰出、債権債務以外にも、1億円以上の会計間の内部取引を相殺消去した金額で表示しています（金額基準）。

③出納整理期間

当会計年度に係る出納整理期間（令和7年4月1日～5月31日）の取引を当会計年度の取引としています。

④消費税及び地方消費税の会計処理

　　税込方式によっています。

⑤リース資産及びリース債務の計上に係る運用

長期継続契約による賃貸借物件のうち、大阪府財務諸表作成基準第15条第5号、第16条第6号及び第17条第5号に規定するファイナンス・リース取引に該当するものについては、リース資産及びリース債務として計上しています。

⑥地方債残高

貸借対照表の負債の部に示す地方債残高等については、償還時に地方交付税による補塡措置が見込まれるものがあります（詳細は公債管理特別会計注記参照）。

**2．偶発債務**

（１）債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 期間 | 支出予定額 |
| 令和7年度中小企業向け融資損失補償  【一般会計・商工労働部・制度融資事業】 | 令和7年度  ～  令和37年度 | 67億34百万円 |
| 令和7年度小規模企業者等設備貸与事業損失補償  【一般会計・商工労働部・政策融資事業】 | 令和7年度  ～  令和18年度 | 2億20百万円 |
| 令和7年度大阪府土地開発公社公共用地取得事業  資金借入金に対する債務保証  【一般会計・都市整備部・用地事業】 | 令和7年度  ～  令和11年度 | 182億67百万円 |
| 令和7年度大阪府住宅供給公社事業損失補償  【一般会計・都市整備部・居住企画事業】 | 令和7年度  ～  令和19年度 | 33億32百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 平成23年度大阪府育英会事業損失補償  【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 令和7年度  ～  令和10年度 | 5億15百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 平成22年度大阪府育英会事業損失補償  【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 令和7年度  ～  令和9年度 | 12億24百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |

（２）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

| 項目 | 訴訟内容 |
| --- | --- |
| 損害賠償請求事件 | 原告は、刑事裁判で有罪判決を受けましたが、上告審で破棄差し戻しされ無罪判決が言い渡された者です。原告は無罪判決を受けるまでの間、不当に長期間勾留されたことにより精神的苦痛を被った等として、令和2年9月2日に大阪府ほか1名に対して、連帯して総額1億2,399万6,733円の支払いを求め提訴したものです。 |

**3．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 会計 | 区分 | 種類 | 部局 | 減損損失額  （単位：百万円） |
| 一般会計 | 行政財産 | 土地 | 財務部 | 1,430 |
| 福祉部 | 0 |
| 商工労働部 | 0 |
| 都市整備部 | 0 |
| 教育庁 | 0 |
| 公安委員会 | 0 |
| 計 | 1,430 |
| 建物 | 財務部 | 0 |
| 福祉部 | 0 |
| 環境農林水産部 | 0 |
| 教育庁 | 0 |
| 公安委員会 | 0 |
| 計 | 0 |
| 工作物 | 都市整備部 | 0 |
| 教育庁 | 0 |
| 公安委員会 | 0 |
| 計 | 0 |
| 合計 | | | | 1,430 |

主なもの

　　 ・旧北河内府民センタービル（土地）1,430百万円

（２）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 期間 | 支出予定額 |
| 令和6年度企業立地促進補助金  【一般会計・商工労働部・立地推進事業】 | 令和7年度  ～  令和11年度 | 3億55百万円 |
| 令和4年度企業立地促進補助金  【一般会計・商工労働部・立地推進事業】 | 令和7年度  ～  令和11年度 | 1億85百万円 |
| 大深町（うめきた２期）地区防災公園街区整備事業費補助金  【一般会計・大阪都市計画局・拠点開発事業】 | 令和7年度  ～  令和38年度 | 68億10百万円 |
| 令和7年度うめきた地区土地区画整理事業補助金  【一般会計・大阪都市計画局・拠点開発事業】 | 令和7年度  ～  令和37年度 | 3億59百万円 |
| 平成30年度うめきた地区土地区画整理事業費補助金  【一般会計・大阪都市計画局・拠点開発事業】 | 令和7年度  ～  令和31年度 | 2億42百万円 |
| 平成28年度うめきた地区土地区画整理事業費補助金  【一般会計・大阪都市計画局・拠点開発事業】 | 令和7年度  ～  令和29年度 | 2億28百万円 |
| 平成27年度うめきた地区土地区画整理事業費補助金  【一般会計・大阪都市計画局・拠点開発事業】 | 令和7年度  ～  令和28年度 | 3億12百万円 |

（３）繰越事業に係る将来の支出予定額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 金額  （百万円） |
| 繰越明許費 |  | |  |
|  | 一般会計 | 53,039 |
| 日本万国博覧会記念公園事業特別会計 | 203 |
| 大阪府営住宅事業特別会計 | 8,882 |
| 港湾整備事業特別会計 | 263 |
| 事故繰越 |  |  |  |
|  | 一般会計 | 23 |
| 合計 | | | 62,410 |

主なもの

繰越明許費

・一般会計：寝屋川水系改良費（第5号補正予算）7,466百万円

介護人材確保・職場環境改善等事業費（第5号補正予算）5,964百万円

・日本万国博覧会記念公園事業特別会計：管理費　203百万円

・大阪府営住宅事業特別会計：建設事業費　3,165百万円

既存中層住宅エレベーター設置事業費　2,164百万円

・港湾整備事業特別会計：港湾施設費　238百万円

事故繰越

・一般会計：災害用備蓄物資購入費　23百万円

（４）一時借入金の実績額等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月別 | | 借入現在高 |
| 令和6年  令和7年 | 4月末現在  5月末現在  6月末現在  7月末現在  8月末現在  9月末現在  10月末現在  11月末現在  12月末現在  1月末現在  2月末現在  3月末現在 | 百万円  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0 |

（５）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

・（一財）アジア・太平洋人権情報センターへの出資金（出捐金）214百万円について、事業実施に伴い正味財産が減少し、実質価額が50％を下回ったため、「出資金の減額に関する取扱要領」に基づき、117百万円を減額しています。